関内道の羈縻州首領一族について

安史の乱前後を中心に

旗

手

瞳

じ め に

は

反乱鎮圧へと立ち上がって行く。 位する。やがて霊武の新皇帝のもとに、河北方面で戦っていた郭子儀らも合流し、彼らが反安史軍の中核となって 道中、父である玄宗と別れた皇太子は、朔方軍を頼みの綱として七月に霊武に到達した後、皇帝(肅宗)として即 を喫したことで戦況は一転して不利となり、天宝一五載(七五六)六月、玄宗と皇太子らは長安を脱出するに至る。 め落とした。安史の乱の幕開けである。当初、唐側は安史軍の封じ込めに成功しかけていたが、潼関の戦いで大敗 天宝一四載(七五五)一〇月、范陽で挙兵した安禄山の軍勢は、破竹の勢いで南下を続け、同年一二月に洛陽を攻

当地に居住する「胡」や「蕃」を冠して呼ばれる人々、いわゆる羈縻州(羈縻府州。以下、羈縻州で統一)民であった。(エ) 中心的役割を果たしたことに異論をはさむ者はいないだろう。そして、その朔方軍の重要な兵力源になったのが、 この経緯からも分かるように唐軍の中でも霊武に本拠を置く朔方節度使と麾下の兵が、反乱初期の鎮圧において、

31

三九

報

東

唐朝が蕃部落に対して統制を強化したことを想定した。村井恭子氏は押蕃使について分析する過程で、都護府・辺 が羈縻州をどのように管理していたかという観点から、谷口哲也氏は河東・朔方での事例に基づき、儀鳳年間以降、 の羈縻州に関する研究は枚挙に暇がなく、 関内道の事例を取り上げて論じた研究も少なくない。たとえば唐

摘している [李二〇〇〇(再版:二〇〇五)、一二六、一三三頁]。 また村井氏の研究に先立って、李鴻賓氏も関内道の蕃戸 玄宗期において羈縻州に対する統治を強化する政策が打ち出されていったと推測する[村井二〇〇三、三九―四八頁]。 策転換したこと、さらに中央派遣の人物への押蕃使任命と節度使の押蕃使兼領が共に開元年間に起こったことから、 (羈縻州民) の控制権が朔方節度使に握られていたことを指

州都督府を羈縻州統治のかなめとする従来の体制が崩壊し、それに代わって玄宗期に使職を用いた羈縻州経営へ政

その背景を知るために直前の開元年間から天宝年間において当地の羈縻州および首領一族の間でどういった現象が ない。安史の乱鎮圧において朔方の羈縻州民が重要な働きをしていたというなら、なぜそれが可能であったのか、 している一方で、 族と呼ぶ)が、唐朝廷による管理が強化されていく中、どんな状態に置かれていたかは必ずしも明らかになってい しかしながら、押蕃使の設置やその拡充、また朔方節度使による羈縻州統御といった唐側の施策がある程度判明 被支配者側の羈縻州、 特にそれを束ねる立場にあった首領とその血縁者たち (以下、本稿では首領

ク系集団に注目が集まりがちであり、それ以外の集団については等閑視されてきたきらいがある。 また日本における唐の羈縻州研究の近年の傾向として、唐初以来、 軍事方面で重要な役割を果たしてきたテュル しかし現在の史

起こっていたか把握する必要があると筆者は考える。

ていた事象を明らかにし、それが安史の乱での彼らの活動にどう影響したかを考察したい。 の首領一族とその羈縻州とを取り上げて論じる。その分析を通じて、当該時期に当地の羈縻州首領一族の間に起こっ そうした問題関心に基づき、本稿では開元年間から天宝年間を対象に関内道に居住する吐谷渾系と党項系、吐蕃系 が補われているが、当時唐に居住した様々なエスニック集団に目を向けることは今後、さらに必要となってこよう。 最近では村井恭子氏による吐谷渾系・党項系墓誌の研究、森部豊氏による契丹系羈縻州の研究が発表され、その欠 料状況を鑑みるに、テュルク系のみに着目した分析だけでは不十分で、おのずと導き出せる結論にも限界があろう。

第一章 開元年間から天宝年間までの羈縻州首領一族

(一) 吐谷渾慕容氏

増設される。 が設置され、その刺史に諾曷鉢が任命された。さらに開元年間には現在の寧夏回族自治区韋州県に新たに長楽州が 命するに至る。その後、 を被った結果、龍朔三年(六六三)に可汗であった慕容諾曷鉢が妻の弘化公主と共に麾下の数千帳を率いて、 血筋であり、 最初に取り上げるのは、吐谷渾系の慕容氏一族 現在の青海省東部から北部にかけて居住していた。ところが、チベット高原から台頭した吐蕃の征 咸亨三年(六七二)、羈縻州として霊州の鳴沙県(現在の寧夏回族自治区中衛市鳴沙)に安楽州 (以下、吐谷渾慕容氏)である。慕容氏は吐谷渾を統治する可汗 唐に亡

吐谷渾慕容氏一族は墓誌史料にめぐまれており、現在までに一五方の墓誌が確認されている。本節では慕容諾曷

関内道の羈縻州首領一族について

旗手

報

墓誌を使う)に基づいて検討する。なお本稿において、ある人物の墓誌に言及する際、便宜的に墓主の姓名か名をつ 慕容威、そして同時代に活動した慕容明を取り上げ、彼らの就官状況を各人の墓誌(慕容相については、子の慕容環の 鉢の曾孫世代に当たり、 開元~天宝年間に活動した慕容曦光・曦輪・曦皓・相らの兄弟と、 彼らの従兄弟に当たる

けて引用することを、 まず慕容曦光(生没年:六八九~七三八)は両唐書に記された吐谷渾慕容氏の系譜に名前が見えないものの、 あらかじめお断りしておく (たとえば慕容曦光墓誌、曦光墓誌など)。 諾曷

縻州を統べた人物と考えられている。曦光は若年の頃、左右一二衛の翊府中郎将に任じられているため、洛陽や長(º) 安にいた可能性があるが、 鉢の曾孫に当たり、本人の墓誌で「嫡孫」「嫡子」と表現されていることから、父の宣超の死後、その跡を継いで羈 関内道で六胡州の乱 (七二一~七二二) が発生した際には自ら部落を率いて唐側で参戦し

○)には勅令で朔方軍節度副使に差充された。これらのことから曦光は長じて以降、一族の長として羈縻州管理に^(□) た[夏一九八一、一八四—一八九頁]。さらに時期は不明ながら知部落使の使職を授けられており、開元一八年(七三

督と吐谷渾使を授けられている。 (3) 四九)によって受け継がれたようで、彼は開元二七年(七三九)に烏地野抜勤豆可汗に冊封されるとともに安楽州都 従事していたと考えられる。曦光が開元二六年(七三八)に死去すると、首領の地位は弟の曦輪 なお曦輪はそれに先立つ開元七年 (七一九)、涼州に存在した吐谷渾の羈縻州であ (生没年:七〇七~七

る閣門府都督に任じられている。(4)

職名から推察するに慕容明は知部落使の曦光をサポートする立場にあったと考えられる。また就任年は不明である(5) 職光より九歳年長の慕容明 (生没年:六八〇~七三八) は景雲二年 七一一 に押渾副使の使職を与えられているが

州游奕副使の使職に任じられている。 ものの、 明は検校闍瓶府都督にも就任している。さらに曦光より年少の慕容威(生没年:六九五~七五六)も、(ほ)

形で品階を身に帯びる必要があった。また『旧唐書』巻一○、粛宗紀、乾元元年(七五八)二月丁未の条(二五一頁) 与えられることで、文官の場合では職事官を得るには吏部の銓衡を通らねばならず、その前段階として散官などの して、太僕少卿を歴す(父相字千尋改就字。一子出身、歷太僕少卿)」と記す。「出身」とは官に就く者が最初に品階を 〜七六三か七六四)について、息子の慕容環の墓誌第一○─一一行に「父相、字は千尋、改めて字に就く。一子出身 それと対照的に、曦光の兄弟である相と曦皓は中央 (朝廷) で就官したことが確認できる。まず慕容相 (生没年:?

見れば、これは陳瑋氏が解釈したように、資蔭によって任官資格を得た後、職事官を与えられたとみなせる[陳二 「成都・霊武扈従の功臣で三品以上は一子に官職を与え、五品以下には一子に出身を与える」と記しているのを

〇一四、六五頁]。 慕容相はその後、従四品上の太僕少卿にまで至った。 加えて慕容環墓誌第一一―一二行には、慕

とは安史の乱を指すとみて相違なく、続く「朝服 東討して旆を旋す(屬胡逆亂邦、公素□槪有略、乃脫朝服殞本部、東討旋旆)」という記述が現れる。「胡逆き邦を乱す」 容相の事績として、「胡逆き邦を亂すに屬び、公は素より□概にして略有れば、乃ち朝服を脱ぎ本部に殞なんとし、 (朝廷で着る服)を脱ぎ本部(本拠地の部落)に殞なんとす」という

表現は、それまで朝廷に出仕していた慕容相が羈縻州に戻ったことを示すものと考えられる。

られ、尚舍直長を授けらる(少以強蔭補千牛備身、授尚舍直長)」と記しており、相と同じく資蔭によって千牛備身に さらに慕容曦皓(生没年:七〇八~七六二)も本人の墓誌第一一―一二行に「少くして強蔭を以て千牛備身に補せ

ス

東 二三四

尚舎直長も、皇帝の身辺諸事を司る殿中省の下にある尚舎局の官である。(20) 就任し、 特に資格者の限られた花形ポストだったと指摘されている[愛宕一九八一、七七頁]。曦皓が続けて任じられた それから尚舎直長となったと分かる。 千牛備身は皇帝の侍衛官で、資蔭によって出仕する衛官コー

重職を兼任していたこと、その一方で相と曦皓は長安にとどまり、 州管理に携わる職を与えられており、中でも首領である曦光は開元一八年以降、 これらをまとめれば、 開元年間から天宝年間に活動した慕容氏の構成員の内、 中央 (朝廷) で就官していた状況が見て取れる。 朔方軍節度副使という朔方軍内の 曦光・曦輪・明・威の四人が羈<u>縻</u>

党項拓抜氏

都督府であり、 の州に五一の羈縻州と一五の羈縻都督府があったことを記す。その内、最大の羈縻都督府と考えられるのが静辺州 次に銀州に居住した党項系の拓抜(拓跋)氏を取り上げる(以下、党項拓抜氏)。関内道に居住した党項集団につい 卷四三下、地理志七下、 多い時で二五の羈縻州を管理下に置いた。その都督を世襲したのが党項拓抜氏である。ここでは思 羈縻州、 関内道、党項州の条(一二二一一二二四頁)では霊・慶・

まず拓抜思泰(生没年:?~七二一)は六胡州の乱に従軍し、その最中に死去した人物である[周二〇〇四、 四九—

泰・興宗・守寂・守礼・守義・澄瀾の六人について考察する。

五〇頁]。亡くなった当時、「党項大首領・故右監門衞將軍員外置同正員・使持節・達恤等一十二州諸軍事兼靜邊州 仍お防禦部落使に充て」られていた。拓抜守寂(生没年:七○七~七三六)の墓誌から、これらの官職の(22)

大部分が思泰の子の守寂、さらに守寂の死後にはまだ幼い息子の澄瀾に継承されたことを確認できる。(ユイ)

次に、 守寂の弟である守礼について守寂墓誌第二一―二二行は「弟游騎將軍・守右武衞翊府右郎將員外置・宿衞

名は、 賜紫金魚袋・助知檢校部落使守禮」と記す。これらの内、助知検校部落使(部落を検校するを知るを助くるの使) 彼が羈縻州にあって首領をサポートする立場にあったことを示す。同時にあたかも官職名のように「宿衛 の職

と記すことから、長安でその任を務める機会があったと考えられる。さらに守寂の従兄弟である守義については守

句から、静辺州都督府の管轄する開元州の刺史を務めていたこと、守寂死去時に彼の墓誌を銀州に送り届ける役目(36) 寂墓誌蓋欄外の「弟開元州刺史守義、京より送り銀州に至り葬に赴く(弟開元州刺史守義、從京送至銀州赴葬)」の一

を果たしたと分かる

られる。 省略形と考えられる。つまり「防河軍」が存在し、興宗はそれを統轄する軍使 河使」は、守寂の曾祖父の羅胄と祖父の後那がともに「防河軍大使」の使職を帯びていることから、この使職名 また守寂の叔父の興宗は、「朔方軍節度副使兼防河使・右領軍衞大將軍兼將作大匠」の職にあった。この内、「防(28) 防河軍は編纂史料に一切現れないが、 羈縻州首領を務めた羅冑と後那が帯びた点から静辺州都督府に属す (防河軍使)に任じられていたと考え

党項人を主体に設置された軍鎮と推測される。さらに前述の慕容曦光と同様、 いる。 興宗も朔方軍節度副使に任じられて

宗が天宝年間に提出した三通の上表(「請致仕侍親表」)が収録されているが、その第一表では、興宗は入朝して皇帝

その一方で他の史料から、興宗が長安に赴く機会があったことが確認できる。『文苑英華』巻六〇四には、

関内道の羈縻州首領一族について

旗手

三五

東

ともに、宮中での宿衛の許可を求めている。しかし第三表では再び停官して病気の母に仕えることを請願している。(33) (33) に戻る許可を求めている。その後、第二表では請願内容が変化して、辺境での軍職を解いて、長安に老母を招くと (st) (玄宗) に対面を許されたことを感謝しつつも、 病状の重い老母を介護せねばならない理由から、停官して母のもと

これらから、朝廷に参内することが興宗にとって一種の義務となっていること、そして老母の介護に専念するため 停官の許可を玄宗から得なければならないことがうかがえる。さらに守寂墓誌第二八行の「入りては工徒を

踐命卿、出爲副將)」の表現からも、興宗が長安と霊州(あるいは本拠地の静辺州)を往き来していた様子が読み取れる。 總べ、出でては戎旅を司る(入總工徒、出司戎旅)」、上表文第二表の「入りては命卿を踐み、出でては副將と爲る(入 以上、党項拓抜氏においても各人の帯びる官職名から、首領のみならずその叔父・兄弟たちが羈縻州管理の仕事

に従事していたことを確認できた。特に首領の守寂が若年で死去し、幼い澄瀾がその地位を継襲した後、

彼が成人

守義らが実質、部落を統括していたと考えられる。とりわけ興宗は年長者として事実上、

に、 首領の役目を代行していたものと推測され、そうであればこそ、彼が朔方軍節度副使に任じられたのだろう。 思泰の弟興宗が保持している点は、すでに思泰・守寂父子の生前から羈縻州内部で職責の分散化が進みつつあっ 思泰の祖父の羅胄と父の後那が帯びていた防河軍使(防河軍大使)が首領である思泰・守寂・澄瀾に継承され

(三) 吐蕃論氏

たことを示すのかもしれない。

するまでは興宗や守礼、

蕃の賛普に粛清される事件が発生したことで唐への亡命を余儀なくされる。本節では亡命者のひとりである論弓仁 彼らは吐蕃の創建期、 三番目に取り上げるのは、党項拓抜氏と同じく銀州管内に基盤を置いた吐蕃系の論氏である(以下、吐蕃論氏)。 内外の政治で専権を振るったガル(Mgar)氏の子孫であり、西暦六九八年、ガル氏一族が吐

徳州都督、そして開元八年(七二〇)には本衛大将軍、朔方節度副使に転じた。朔方節度使設置以前のことであるの 論弓仁(生没年:?~七二三)は亡命後の神龍三年(七○七)に朔方軍前鋒遊奕使となり、開元五年(七一七)に帰

その孫の論惟貞の二人について取り上げる。

てた[蘇一九九一、九四—九九頁]。 一方、帰徳州は『旧唐書』巻三八、地理志一、関内道、銀州の条(一四一三頁)に、 朔方節度副使はおそらく朔方副大総管のことであろう。論弓仁はその間に朔方軍の各作戦に従事し、功績を立

州のこと。天宝元年に改名し、乾元元年に旧名に復した)の職にあった臧希荘が「押吐蕃党項使」の使職を帯びているこ 州に吐蕃論氏が居住したことは沈琛氏がすでに論証しており[沈二〇一七、八七頁]、さらに銀川郡都督 「歸德州。銀州の界に寄治す。降りし党項羌を處す」と、銀州にある党項の羈縻州として挙げられている。しかし銀 (銀川郡は

とによって、天宝年間に吐蕃人がその地にいたことが確認できる。帰徳州がどういった出自の人々で構成されてい(3) たかは議論の余地があるものの、後述するように都督職を論惟清が継いでいるので、羈縻州を率いるのは論氏一族(4)

であったとみて相違ない。

になった。論惟貞墓誌第八─一○行は「開元中、始め一子の蔭を以て左執戟と爲る。天寶八載、蕃中の魚海等五城 弓仁の孫の論惟貞(生没年:七三一~七八一)については、近年公刊された墓誌によってその事績の詳細が明らか

関内道の羈縻州首領一族について 旗手

三三七

報

東

第一○二巻

第三号

二三八

して、吐蕃 て左執戟となり、官歴をスタートさせたことが読み取れる。さらに天宝八載(七四九)には哥舒翰が率いる軍に従軍(生) 中魚海等五城、 を破り、 特に上柱國を加え、 (蕃中)の魚海等五城を破った後、まもなく左武衛西河郡賈胡府左果毅(左果毅都尉)に任じられた。安(4) 特加上柱國、尋授左武衞西河郡賈胡府左果毅)」と記しており、惟貞が「一子の蔭」、すなわち資蔭によっ 尋いで左武衞西河郡賈胡府左果毅を授けらる (開元中始以一子蔭爲左執戟。 天寶八載破蕃

執戟となり、 州都督は世襲されたと考えられ、 は朔方軍との関わりも深く、 このように吐蕃論氏の内、 一八歳の時に吐蕃への遠征軍に加わっていたことが判明する。 朔方軍前鋒游奕使、 論弓仁は帰徳州都督に就任していることから、羈縻州管理に従事したと分かる。 のちに一族の論惟清が就任している。(4) さらに朔方節度副使 (おそらく副大総管)を与えられた。

なお帰徳 一方、論惟貞は資蔭によってまず中央で左 弓仁

史の乱以降の論惟貞の就官状況は、次節で詳しく検討する。

以上、 族を個別に追いかけてきたが、では同時期に関内道に本拠を置いていた彼らを横断的に眺めた時、見えてくる共 開元年間から天宝年間にかけて、 関内道の三つの羈縻州首領一族の就官状況を分析した。ここまでは首領

通点は何だろうか。

遣 行われた政策と軌を一にするものだろう。 叔父等が各種の使職あるいは州刺史を帯びて、羈縻州管理に従事していたことが確認できる。このことは玄宗期に の官僚だけでなく、 まず吐谷渾慕容氏と党項拓抜氏の例によって、この時期、 現地で羈縻州管理に携わる首領一族にも適用され、その結果、従来の都督職や刺史職に加え、 つまり、 村井氏が述べる 羈縻州を統括する首領のみならずその兄弟・従兄弟 「使職を用いた羈縻州経営の方針」が、

縻州首領一族の間で、父祖の蔭(資蔭)を足がかりにして、構成員がそれぞれの官途に就いていた状況が見て取れ ぶ範囲と責任の所在を明確化する意図があったと考えられる。その一方で慕容曦皓・慕容相・論惟貞の例から、 る行為を通して、権威の源泉として彼らの上に立っていた。また与える官職により各人の職責を規定し、 従来通り彼らを羈縻州管理のかなめとして利用し、同時に首領及びその一族に都督や刺史、また各種の使職を授け 多種多様な使職の出現をもたらしたと考えられる。言い換えれば、唐朝廷は首領一族から権力を奪うのではなく、 権限の及

思がよく知られている。 が、彼らと近い時期に朔方節度副使に任命された者としては天宝一一載(七五二)にその地位にあった鉄勒系の阿布 また三つの首領一族において、首領格の人物が朔方(軍)節度副使(論弓仁はおそらく副大総管)に任命されている 当時、朔方節度使に任じられた李林甫は長安にいてこの職を遥領していたことから、 Щ

る

後の事を知らしむ」と記している。この記事を信じるなら、現地にいて朔方軍の実務を取りしきったのは李暐とみ 将司氏は阿布思が事実上の節度使であったと考えた[山下二〇一一、九頁]。しかし『資治通鑑』巻二一六、天宝一〇 (七五一)正月の条(六九○二頁)には、「丁酉、李林甫に命じて朔方節度使を遙領せしめ、 戸部侍郎李暐を以て留

なすのが妥当だろう

ないが、少なくとも阿布思と羈縻州首領一族は、朔方管内に居住して配下の集団を率いる立場にあったという点で られた朔方節度副使についてはどうだろうか。 ならば阿布思に与えられた朔方節度副使についてこれをどう解釈すべきだろうか。また、 紙幅の都合上、本稿においてこれを深く掘り下げて検討する余地は 羈縻州首領一族が任じ

関内道の羈縻州首領一

族について

旗手

二三九

東

第一〇二巻

録はないが、彼の兄で静辺州都督を務めた思泰は六胡州の乱時に戦死している。これらの点を考慮すれば、 発生時に自ら部落を率いて従軍しており、また論弓仁は朔方軍の各作戦に従事した。拓抜興宗について従軍した記 節度副

共通している。さらに今まで述べてきた三つの羈縻州首領一族の人物たちについて言えば、

見があったに違いない。 使は軍功を挙げた首領たちに対する褒賞として、また彼らのさらなる活躍を期待して授与されたのではないだろう 当然、その背後には首領一族と羈縻州民を朔方軍に取り込み、以後も軍事力として用いんとする朝廷側の目論 阿布思への節度副使授与もそうした政策の一環として行われたと考えれば、理解しやすい。

朝廷側からの各種の要求や負担もまた覚悟しなければならなかっただろう。 たことを意味し、軍内や居住する地域において相応の名望を得ることにつながったと考えられる。それと同時に、 められた [山下二〇一一、九頁]。 節度副使を帯びていた阿布思とその集団には安禄山と共に契丹・奚討伐に従事するという軍事的な貢献が求 朔方節度副使への任命は、その首領の持つ影響力の大きさが朝廷によって認められ

容氏と吐蕃論氏の事例から検討する それでは次に安史の乱が発生した時、 各羈縻州の構成員がどのように行動したかを、 史料が残っている吐谷渾慕

安史の乱における羈縻州首領一族

吐谷渾慕容氏

前章でも取り上げた曦皓・相に加え、曦光の子で首領をつとめた慕容兆を取り上げる。(4) 陳瑋氏が指摘

慕容曦光は六胡

州

するように できる。行論の都合上、まず問題の制の関連箇所を掲げたい。長文となるため、書き下しを省略することをあらか 道兵馬収復范陽制」(上元元年九月)によって、慕容兆が上元元年 [陳二○一四、六七頁]、『唐大詔令集』 巻五九、 大臣、 将帥、 (七六〇) 九月頃、 命将 (三一七—三一八頁)の「郭子儀都統 唐側で従軍していたことが確認

じめお断りしておく。

馬軍八百・步軍七千二百人、以兼御史中丞任敷・渾釋之同充使。 使、 丞杜冕充使。 御史中丞慕容兆與新投降首領奴賴、 充都知兵馬使、 射生衙前六軍・ 宜令子儀都統諸道兵馬使、管崇嗣充副使。 特進王兟充都虞候。 寧州官健一萬人、馬軍一千人・步軍九千人、 特進烏崇福充都虞候。 英武・長興・寧國・左右威遠驍騎等、 渭北官健一萬人、馬軍二千・步軍八千、以開府辛京杲充使。 同統押充使。 右廂一萬人、馬軍三千人・步軍七千人、以開府儀同三司李鼎充都知兵馬 取邠州・朔方路、 鄜坊等州官健一萬人、 左廂一萬人、馬軍三千人・步軍七千人、以開府李光弼進 以攝御史中丞桑如珪充使。 過往收大同・横野・淸夷、便收范陽及河北。 蕃漢部落一萬人、 馬軍一千人・步軍九千人、 馬軍五千・步軍五千人、以 朔方留後蕃漢官健八千人 涇原防禦官健二千人、 以攝御史中 仍遣

また『資治通鑑』巻二二一、上元元年(七六〇)九月の条 (七〇九六頁) には、

軍五百人・步軍一千五百人、以大將軍閻英奇充使

戊申、制するに「子儀は諸道の兵を統べて朔方より直ちに范陽を取り、還た河北を定めよ。 及び朔方・鄜坊・邠寧・ 涇原の諸道の蕃漢の兵、 共に七萬人を發するに皆、 子儀の節度を受けよ」と。 射生英武等の禁軍 制下り

関内道の羈縻州首領一族について 旗手

て旬日

復た魚朝恩の沮む所と爲り、

事竟に行わず

四四

報

東

と前述の制が省略された形で載せられている。 即ち上元元年(七六〇)九月、総大将郭子儀のもとで総勢七万から成

る軍勢が結成されており、慕容兆は新たに投降した奴頼とともに蕃漢部落一万人を率いることになっていた。『通 が記すように、出兵は結局取りやめとなったものの、朝廷が「蕃漢部落」の統率者として慕容兆を抜擢した背

景には、彼の父である曦光が開元年間に朔方軍節度副使を務めたことが影響しているに違いない。 加えて一万人から成る「蕃漢部落」の半数が馬軍、 すなわち騎兵の軍団だったことは注目に値する。 前掲の制に

よれば七万人の内、二万人が (馬軍三千・歩軍七千)と右廂 「射生衙前六軍・英武・長興・寧国・左右威遠・驍騎等」のいわゆる禁軍で、 (馬軍三千・歩軍七千) に分け、そこに渭北の官健一万人 (馬軍二千・歩軍八千)、 それを

百、歩軍千五百)が、朔方留後の蕃漢官健八千人(馬軍八百・歩軍七千二百)と蕃漢部落一万人 坊等州の官健一万人(馬軍一千、歩軍九千)、寧州の官健一万人(馬軍一千・歩軍九千)、 涇原防禦の官健二千 (馬軍五千・歩軍五千)と

ともに加わる予定だった。一見して明らかなように、中央政府から経費が支弁される禁軍や官健と比べて部落兵た

ちに占める騎兵の割合は突出しており、全馬軍一万五千五百人の三分の一近くを占めていた。 また安史の乱勃発後、 慕容兆だけでなく他の構成員も羈縻州に戻って従軍したことが確認できる。 慕容相が安史

の乱勃発後に朝廷を去って羈縻州に戻ったことはすでに述べたが、さらに慕容曦皓について、 曦皓が尚舎直長に就

任した記述に続けて墓誌は次のように記す。

押蕃渾使を制授す。 時に西戎、 國の□敵と爲り、 勢いは山海を傾け、 蕃邦、 之を病む。 附落、 公の前緒を追繼せんことを請えば、

轉足前蹈するに、戎亭警を罷めれば、 朝廷祿を□して功に報い、 尚衣奉御に超拜せり。何

長安縣高陽原に卜宅す。禮なり。(46) 二日を以て、疾に遘ひ任にて終わる。春秋五十五なり。大曆四年歳次己酉二月十日を以て、太原より啓殯し、 りて北門、扃じるを寢め、玉關、柝を靜めり。累ねて左武衞大將軍・大同軍使に轉ず。[中略]寶應元年九月十 匈奴遠く巢窟を離れ、太原に至らんとす。公遂みて勝圖するを逞しくし、此の患を□除せば、 是に繇

た後であったと考えられる。(49) て相違ない。つまり、 南下してきたウイグル軍に遭遇した直後に死去したらしい。そしてこの事件が「西戎、国の……敵と為」ってから 指すと考えられる。なお曦皓は同年九月に死去しているが、後に太原から長安に改葬されている点を踏まえると、 である。これは宝応元年(七六二)八月、ウイグルの牟羽可汗が一〇万の軍を率いて南下し、太原まで達した事件を 墓誌のこの箇所の時期を特定するために、まず注目すべきは「匈奴遠く巣窟を離れ、太原に至らんとす」の一句 曦皓が押蕃渾使の使職を与えられ、羈縻州を統御するようになったのは、安史の乱が勃発し

廷に出仕していた慕容相と慕容曦皓も羈縻州に戻り、 このように安史の乱において、吐谷渾慕容氏の内、 唐側で従軍していた。 当時首領をつとめていたと考えられる慕容兆だけでなく、朝

二)吐蕃論氏

安史の乱における吐蕃論氏の活動については、論惟貞墓誌を分析した李宗俊氏や沈琛氏の論稿「李二〇一七、

関内道の羈縻州首領一族について

旗手

四三

第一〇二巻

○一七〕、さらにそこに掲げられた先行研究で詳しく検討されている。それらに基づき、ここでは論誠節・論

論惟貞の動向を特に乱の初期に重点を置いて検討する。 まず論誠節と論惟賢(生没年:?~八○九)について、呂元膺「驃騎大将軍論公(惟賢)神道碑」(『文苑英華』巻九○

九、

四七八三―四七八四頁)が次のように記す。

朔方節度副大使・開府儀同三司・右金吾衞大將軍・知階州事・武威郡王にして太子太傅を賜る。

安祿山は逆塵を作して山東に起ち、 皇上は巴蜀に省方し、 肅宗は朔陲に巡狩す。 危亂の時、 其の臣節を 天寶

見し、子弟及び家僮を帥い、牧馬千駟を以て、其の財用を罄くして、以て禁旅に奉る。公(惟賢)は少くして

れば、大小數十戰、 志尙有り、身を轅門に奮わす。先父に隨い其の士馬を統べ、元帥哥野翰 堅陣を摧き陷る。 王師の失御に洎んで、智信を以て領する所の軍を保全し、 (哥舒翰)と掎角扞寇し、 靈武に馳せ 鋒刃既に接す

潼関へ出征したことが読み取れる。さらに安禄山の軍に敗れた後、論惟賢は領していた軍をまとめて霊武 のことであるが、馬を大量に献上したことの雅称と考えられる)」を禁旅に奉じ、息子の論惟賢らと哥舒翰の軍に加 この記述から、安史の乱が勃発した後、 論誠節が「子弟・家僮」を率い、さらに「牧馬千駟 (駟は四頭立ての馬車 (霊州)へ わって

向 かい、そこで蒙塵してきた粛宗に合流した。 方 論惟貞は当時、 朔方 (朔方軍) におり、 霊州へ向かう粛宗を豊安(豊安軍) で迎えている。

ともに霊武に向かったので、ここで兄弟の惟賢と再会したと考えられる。さらに論惟貞は帰徳州の置かれた銀州と

その後は粛宗と

すなわち羈縻州の兵であった。その後、 隣接する綏州で召募に従事した後、惟賢らと共に岐陽県平定に従事している。その時率いたのは(メチ) 論惟貞は李光弼配下の武将として従軍し、安史の乱が終結する頃には副元 「部落の数千人」、

帥・都知兵馬使にまで出世している。(56)

があった銀州とそれに隣接する綏州で兵の募集に一役買った。彼らが率いた軍の内、「子弟・家僮」や「部落の数千 征し、安史軍に敗れた後は霊武へ向かった。一方、論惟貞は豊安軍で粛宗を迎えて霊武へ向かった後、 安史の乱、特にその初期における吐蕃論氏の活動をまとめると、まず論誠節・論惟賢は哥舒翰の軍に加わって出 一族の基盤

人」と表現されるものは帰徳州民であったと考えられ、岐陽県攻略の頃まで吐蕃論氏が率いていたのはこうした羈

唐代にテュルク系羈縻州の騎兵が外征で大きな役割を果たしたことは、先行研究でたびたび指摘・分析されてい

糜州民の部隊だったと推測される。

に論惟貞・論惟賢兄弟は昇進していく過程でともに馬軍兵馬使に任じられており、そのことは吐蕃論氏が騎馬を用 従軍した際、 牧が設置されたことから、馬を大量に保有していた可能性が浮かび上がってくる。また李光弼に従って河陽攻めに た戦いに長じていたことを裏付けるかもしれない。前節で蕃漢部落に占める騎兵の割合の高さを示したが、そこ 吐蕃論氏についても、 論惟貞は「貞は蕃將なれば、歩戰を知らず」と発言している。その発言の真偽は定かでないが、 (%) 論誠節が「牧馬千駟」を禁旅に奉った記述や、彼らの居住した銀州に大和年間

以上、安史の乱における羈縻州首領一族について、吐谷渾慕容氏と吐蕃論氏のケースを検討した。それを通じて

からも関内道の羈縻州の全体的な傾向を読み取れるだろう。

四五

報

東

ている[山下二〇一一、六―七頁]。それらの点を踏まえると、安史の乱発生当初、関内道の羈縻州首領一族たちが のいた霊州に駆けつけており、同じく鉄勒系の白元光は羈縻州で結成したと見られる義勇軍 道の他の羈縻州首領一族にも見受けられ、たとえば鉄勒系阿跌部出身で雞田州刺史を世襲する一族の李良臣も粛宗 れた霊武に駆けつけ従軍したこと、さらに「部落」の人々を率いて戦ったことを確認できた。こうした行動は関内 乱勃発時に朝廷に出仕していたり、また潼関へ出征して不在だった者たちも、 本拠地の羈縻州や粛宗の行在が置 (義営)を率いて戦っ

むすびにかえて

て参戦するという点で共通していたと言えそうである。

取った行動は①各自の本拠地

(羈縻州)へ戻る、②粛宗のいる霊州へかけつける、③羈縻州を基盤として軍を結成し

たと考えられる。 彼らは羈縻州民に対する影響力を失わず、危急の際には一族の構成員を中心に、速やかに結束することが可能であっ いて従軍した。そして、そういった行動を可能とする下地が、開元年間から天宝年間に存在していたと筆者は考え 自らの羈縻州を基盤とした兵力(史料中で「部落兵」「〔羈縻州首領の〕子弟・家僮」「義営」といった語で表現される)を率 以上見てきたように、 すなわち当該時期に、首領に加えその兄弟・従兄弟・叔父等が羈縻州管理に関わる職に配されていたことで、 中央に出仕していたり、 安史の乱に際して関内道の羈縻州首領一族の構成員たちは粛宗の行在 あるいは他所へ出征している場合でも、彼らにとって一番の頼みの綱と (霊武) に駆けつけ、

なるのは自身の出身母体、すなわち羈縻州であったと言って差し支えなかろう。一方、羈縻州内には中央での出仕

や宿衛の経験を持つ構成員が存在しており、彼らを通じて、唐の皇帝を遠い雲の上の存在ではなく、「仕える対象」

として認識しえたと考えられる。

違点とを整理していくことは今後の課題としたい。 て動員されたと考えられているが、朔方でそうした構造はまだ確認されていない。こうした地域ごとの類似点と相 た[森部二○一○、八○一八六頁]。ただし、范陽節度使のある河北では、 定(生没年:六八七~七五一)は、 その麾下の羈縻州民を朔方軍につなぎとめたと考えられる。そして、これと似た現象は開元年間から天宝年間にか が期待できる羈縻州首領に対して朔方節度副使が授与されている。それにより勢力を有する羈縻州の首領、 また各羈縻州は押蕃使を兼領する節度使の管轄下にあったが、 唐領内のほかの節度使の下でも進行していた可能性がある。たとえば森部豊氏が分析した契丹系の武将李永 范陽節度使直属の武人であると同時に、 同時に関内道においては、 羈縻州民が羈縻州に置かれた折衝府を通じ 青山州という羈縻州の刺史を兼任してい 戦功があり軍事的貢献

「作言」

「「唐・慕容曦輪墓誌」の訳注と考察」『沼津工業高等専門学校研究報告』五四、二○二○、八七─九四頁。さらに二 代慕容曦輪墓誌考釈」『青海師範大学学報(哲学社会科学版)』四一—一、二〇一九、七三—七七頁。平田陽一郎 本稿で取り上げた慕容曦輪墓誌について、脱稿後に次の二点の研究の存在を知ったので、ここに記す。 濮仲遠

誌が出土したというニュースが斯界を賑わせた。発掘報告書と墓誌の内容の公表を鶴首して待つ。 〇一九年一一月に、 甘粛省武威市天祝蔵族自治県から新たに吐谷渾慕容氏一族と見られる慕容智の墓が発見され墓

二四七

東

[漢籍史料]書名五○音順

「旧唐書」 = [後晋]劉昫等撰、中華書局標点本、一九七五。

『冊府元亀』=[北宋]王欽若等撰、中華書局、一九六○。

「新唐書』 = 『資治通鑑』=[北宋]司馬光撰、中華書局標点本、一九五六。 [北宋]欧陽脩・宋祁撰、中華書局標点本、一九七五。

『全唐文補遺』 = 『宋本冊府元亀』=[北宋]王欽若等撰、中華書局影印本、一九八九. [清] 呉鋼主編、三秦出版社、一九九四一二〇〇七。

『唐大詔令集』 = [北宋]宋敏求編、商務印書館、一九五九。

「唐六典』 = [唐] 李林甫等撰、中華書局点校本、一九九二。

『文苑英華』 = [北宋] 李昉等編、 中華書局影印本、一九六六。

[墓誌史料出典]書名ピンイン順

『長安新出墓誌』=西安市長安博物館編、文物出版社、二〇一一。

『蘭州碑林蔵甘粛古代碑刻拓片箐華』=李龍文主編、甘粛人民美術出版社、二○一○。

洛陽新獲墓誌二〇一五』=齊運通 /楊建鋒編、 中華書局、二〇一七。

隋唐五代墓誌滙編』 陝西巻(全四冊)=王仁波主編、天津古籍出版社、一九九一。

『唐代墓誌』 = 袁道俊編著/南京博物院蔵、上海人民美術出版社、二〇〇三。

『唐代墓誌彙編続集』=周紹良/趙超主編、上海古籍出版社、二〇〇一。

『楡林碑石』=康蘭英編、三秦出版社、二〇〇三。

[参考文献(文中で[筆者 発表年]と略称した文献のみ記載)]

[日文] 著者五○音順

愛宕元一九八一「唐代における官蔭入仕について― |衛官コースを中心として――」『東洋史研究』三五―二、七一

— 1 ○ 二 頁。

旗手瞳二〇一四「吐蕃による吐谷渾支配とガル氏」『史学雑誌』一二三―一、三八―六三頁。

村井恭子二〇〇三「押蕃使の設置について――唐玄宗期における対異民族政策の転換――」『東洋学報』八四―四

二九一六〇頁。

山下将司二○一一「唐のテュルク人蕃兵」『歴史学研究』八八一、一─一一頁。 森部豊二〇一〇『ソグド人の東方活動と東ユーラシア世界の歴史的展開』 関西大学出版部

[中文]著者ピンイン順

陳瑋二〇一四「新出唐吐谷渾王族慕容環墓誌研究」『中国辺疆史地研究』二四—四、六二—七一頁。

李鴻賓二〇〇〇『唐朝朔方軍研究 兼論唐廷与西北諸族的関係及其演変』吉林人民出版社(再版:二〇〇五、

関内道の羈縻州首領一族について

旗手

二四九

東

人民出版社。本稿で示す頁数は再版に拠る)。

李鴻賓二〇一二「慕容曦光夫婦墓誌銘反映的若干問題」『唐史論叢』一四、一三六―一五七頁。

沈琛二〇一七「入唐吐蕃論氏家族新探-李宗俊二〇一七「唐論惟貞墓誌及論氏家族源流事跡再考」『中国蔵学』二〇一七―三、一二五―一三二頁。 ─以《論惟貞墓誌》為中心」『文史』二○一七─三、八一─一○四頁

蘇晋仁一九九一「蕃唐噶尓(論氏)世家(下)」『中国蔵学』 一九九一―四、九〇―一一〇頁。

孫瑜二〇一〇「唐慕容曦皓墓誌考釈」『山西師大学報 (社会科学版)』三七一三、八四一八七頁。

王国玉・王河松二〇一八「唐《慕容曦輪墓誌》考辯」『書法叢刊』二〇一八一四、二九一三五頁 王富春二〇〇四「唐党項族首領拓抜守寂墓誌考釈」『考古与文物』二〇〇四一三、七三一八一頁。

王永興一九九四『唐代前期西北軍事研究』中国社会科学出版社。

夏鼐一九八一「武威唐代吐谷渾慕容氏墓誌」樋口隆康他訳『中国考古学研究』学生社、一六八—二一三頁

『中央研究院歴史語言研究所集刊』二〇上、一九四八、九五―一一六頁。本稿では日本語訳版を用いる)。

周偉洲二〇〇四 周偉洲一九八五『吐谷渾史』寧夏人民出版社(再版:二〇〇六、広西師範大学出版社。本稿で示す頁数は再版に拠る)。 『早期党項史研究』中国社会科学出版社。

周偉洲二〇一九「吐谷渾墓誌通考」『中国辺疆史地研究』二九—三、六五—七九頁。

- 1 羈縻州民の来歴についてまとめた上で、特に鉄勒諸部の重 九七七、六七六頁(初出:『中山大学学報(社会科学版)』 代之蕃将与府兵」『陳寅恪先生論文集上冊』九思出版社、一 は胡人部落の蕃将であった」と述べている[陳寅恪 九五七―一)]。また王永興氏も関内道の霊・夏・豊州の 早い段階で陳寅恪氏が「朔方軍の主要部分となったの
- 2 谷口哲也「唐代前半期の蕃将」『史朋』九、一九七八

要性を強調している[王一九九四、三一四頁]。

(3) たとえばここ数年に絞ってみても、山下将司「唐の「元 僕固部-半華北諸藩鎮の鉄勒集団 唐太宗期の突厥羈縻支配について」『関西大学東西学術研究 と九姓鉄勒の思結部」『内陸アジア言語の研究』三〇、二〇 二〇一四、一一三五頁、 和中興」におけるテュルク軍団」『東洋史研究』七二―四 一二七、二〇一四、一—一七頁、鈴木宏節「唐の羈縻支配 『東洋史研究』七四―四、二〇一六、三二―六九頁、蔡智彗 五、二二三―二五五頁、齊藤茂雄「突厥有力者と李世民 四八、二〇一五、 ―新出「僕固乙突墓誌」から見て――」『東方学 石見清裕「羈縻支配期の唐と鉄勒 七七—九九頁、 -沙陀系王朝成立の背景 西村陽子

- ―一五頁などが挙げられる。なお西村論文では りとして」『歴史文化社会論講座紀要』一五、二〇一八、一 一唐前期の羈縻支配の一類型 -契苾何力一族の例を手が 一節を割
- (4) 村井恭子「唐末五代オルドス・河東の党項・吐谷渾関 係石刻史料— による唐~宋代オルドス地域の歴史的構造の研究(科研報 て党項集団に言及しているが副次的な扱いにとどまる。 ―研究状況の紹介と考察 ——」『文物考古資料

告書課題番号15K02894)』二〇一八、一一二四頁、

森部曹

- (5) 夏一九八一(初出:一九四八)、一九六—一九七頁、周 古代』京都大学学術出版会、二〇一八、三一一—三二六頁 宮宅潔編『多民族社会の軍事統治-羈縻州・蕃兵・軍制に関する覚書-九、二〇一六、一〇五—一二六頁、 契丹史研究と石刻史料」『関西大学東西学術研究所紀要』四 の研究』三〇、二〇一五、一三一―一五七頁、同 「唐前半期の営州における契丹と羈縻州」『内陸アジア言語 同一唐前半期における -出土史料が語る中国 -営州を事例として」 「唐代奚
- 五八頁。 一九八五 (再版:二〇〇六)、一〇四—一〇六、一五七—一
- 6 和韋州」『西北史地』一九八七—三、 周偉洲 吐谷渾慕容氏の墓誌を紹介し、さらにそれらを用いた 唐代的安楽州和長楽州 兼論西夏時的

7

関内道の羈縻州首領一 族について

<u>二</u> 五

一一一一二頁、周偉洲「武威青嘴喇嘛湾出土大唐武氏墓蔵」『文物』一九六五—九、六二—六三頁、寧篤学「甘粛武誌」『文物』一九六五—九、六二—六三頁、寧篤学「甘粛武誌」『文物』一九六五—九、六二—六三頁、寧篤学「甘粛武禄南山青嘴喇嘛湾又発現慕容氏墓荷光として、主に以下のものがある。夏一九八一(初出:研究として、主に以下のものがある。夏一九八一(初出:

靳翠萍「唐与吐谷渾和親関係始末考」『敦煌学輯刊』一九九『考古与文物』一九八三─二、三二─三五頁、周一九八五、一九八三、二○○─二○八頁、鐘侃「唐代慕容威墓誌浅釈|誌補考」絲綢之路考察隊編『絲路訪古』、甘粛人民出版社、

一八、七四一八○頁、村井二○○三、孫二○一○、李二○淵「従出土墓誌談唐与吐谷渾的和親関係」『考古』二○○二輯、中国社会科学出版社、二○○二、八四―九一頁、杜林輯、中国社会科学出版社、二○○二、八四―九一頁、杜林郡夫人慕容氏墓誌釈証」周偉洲主編『西北民族論叢』第一

八—一、一三〇—一三七頁、

周偉洲「甘粛楡中出土唐交河

頁、王・王二○一八、周二○一九。 初歩整理研究」『中華文史論叢』二○一八一三、一一二六初歩整理研究」『中華文史論叢』二○一八一三、一一二六十二、陳二○一四、周偉洲編『吐谷渾資料輯録(増訂本)』

本は『唐代墓誌』六四頁。明墓誌の録文は夏一九八一、二く。曦光墓誌の録文は夏一九八一、一七八─一八○頁、拓く。 吐谷渾慕容氏の墓誌の録文と拓本は以下のものに基づ

○七一二○八頁、拓本は『蘭州碑林蔵甘粛古代碑刻拓片蓄華』(以下『蘭州碑林』)二六頁。 巌輪墓誌の録文は『唐代墓誌彙編冊、三七頁。環(慕容相の息子)墓誌の録文は陳二○一四、拓本は『長安新出墓誌』二三八頁。 巌輪墓誌の録文と拓本 括本は『長安新出墓誌』二三八頁。 巌輪墓誌の録文と拓本 は王・王二○一八に基づく。 なお構成員の就官状況については、李二○一二、一四二──四六頁も参照。

- (10) 年十四、去長安四年(七〇四)十月廿九日、授游擊將(9) 村井二〇〇三、三七頁、孫二〇一〇、八六頁。
- 一〇)九月廿五日、轉忠武將軍・行右衞翊二府左郎將。[曦廿六日、轉明威將軍・行左屯衞翊府左郎將。至景雲元年(七軍・守左豹韜衞翊府左郎將。至唐神龍二年(七〇六)七月

光墓誌第五一八行

光墓誌第一一二、一三行] 光墓誌銘 [中略] 至開元十八年勅差充朔方軍節度副使。[曦光墓誌銘 [中略] 至開元十八年勅差充朔方軍節度副使。[曦

[曦輪墓誌第一一―一二行]。また周二〇一九

- 周二〇一九、七四頁参照 [曦輪墓誌第六―七行]。この箇所の解釈については、 開元七載、解褐左武衞郎將、 兼閤門府都督·借紫金魚
- 15 充押渾副使。 至景雲二年三月卅日敕攝左屯衞將軍・借紫金魚袋、 [明墓誌第八—九行] 仍
- 17 慕容明墓誌冒頭の官職名中にこの官職が現れる。 遷左領軍衞大將軍、仍充長樂州游奕副使。 [威墓誌第

三頁。

16

- (1) 池田温 「律令官制の形成」 『岩波講座世界歴史 5 』 岩波 五一三、一九八四、四五九一五四二頁など。 光「唐代蔭任之研究」『中央研究院歴史語言研究所集刊』五 書店、一九七○、二九六—二九八頁、愛宕一九八一、毛漢
- 品上。太僕卿之職、掌邦國廏牧・車輿之政令、總乘黃・典 は之が貳爲り(太僕寺。卿一人、從三品。少卿二人、從四 典廏・典牧・車府の四署及び諸の監牧の官屬を總べ、少卿 太僕寺。卿一人、從三品なり。少卿二人、從四品上な 太僕卿の職、邦國の廏牧・車輿の政令を掌り、乘黃・

廏・典牧・車府四署及諸監牧之官屬、少卿爲之貳)。[『唐六

卷一七、

四七九頁

20 局。奉御二人、從五品上。直長六人、正七品下。 供し、而して其の灑掃を潔くす。直長は之が貳爲り(尙舍 下なり。[中略]尚舍奉御は殿庭の張設を掌り、其の湯沐を 尙舍局。奉御二人、從五品上なり。直長六人、正七品 [中略] 尚

[『唐六典』巻一一、三二八—三二九頁

舍奉御掌殿庭張設、供其湯沐、而潔其灑掃。直長爲之貳)。

(21)『新唐書』巻四三下、地理志七下、羈縻州、 項州の条(一一二二─一一二二四頁)および周二○○四、 関内道、党

四

(2) 『宋本冊府元亀』巻九七四、外臣部、褒異一、開元九年 使の正式名称は拓抜守寂と拓抜澄瀾が帯びていた防禦部落 邊州都督・防禦使・西平郡開國公」と記す。この内、 第一〇―一一行では、思泰の官職を「左金吾衞大將軍兼靜 六月丁酉の条(三八七四頁)に基づく。なお拓抜守寂墓誌

23 二五〇頁を参照 先行研究としては、王二〇〇四及び周二〇〇四、二四〇一 三五頁に基づく。また拓本は『楡林碑石』五一頁を参照 拓抜守寂墓誌の録文は『全唐文補遺』第八冊、

使かと思われる。

(24) 起家襲西平郡開國公、 恤等一十八州諸軍事、兼靜邊州都督、仍充防禦部落使。 拜右監門衞大將軍・使持節

州都督 年在童丱、 御員外置同正員・使持節・淳恤等一十八州諸軍事、兼靜邊 一四行 ・防禦部落使・賜紫金魚袋・西平郡開國公曰澄瀾 幹父蠱也。 藐是諸孤。 [中略] 嗣子朝散大夫・守殿中省尚輦奉 [拓抜守寂墓誌、第一四──五、二三

となっている。墓誌では一八州で、立伽以降の首領が「〈押 統べた州の数は『宋本冊府元亀』巻九七四では「一十二州 蠱也」と記すが、 拓抜守寂が特進を加えられた理由として、墓誌は「幹父 十八州部落使」に任じられている。 その意味は不詳である。なお拓抜思泰が

読み方に従う。

○四のように「羅胄」と読むのが正しい。ここでは両氏の

- だものであろう。 の「第三表」(三一三三頁)に記されている。また周 そのことは後掲の『文苑英華』巻六〇四、「請致仕侍親 彼は実は興宗の子であり正確には守寂の従兄弟に当た 拓抜守寂墓誌蓋欄外では、守義を「守寂の弟」と記す 五二頁参照。 族弟ないし堂弟として「弟」と呼ん
- 録文は王二〇〇四、七八頁に基づく。
- 州の名が見える。 叔父朔方軍節度副使、 『新唐書』巻四三下、地理志七下、羈縻州、 一一二四頁。 静辺州都督下の二五州の中に開元 兼防河使・右領軍衞大將軍、 関内道、 党 兼

- 將作大匠興宗、 材略縱橫、 器宇瓌碩。 [拓抜守寂墓誌第二六
- 州部落使、仍充防河軍大使。 曾祖羅胄 胃 府君 中略 祖後那府君 拜右監門衞將軍・押十八 [中略]
- 補遺 都督・押淳恤等一十八州部落使、兼防河軍大使、 [拓抜守寂墓誌第八─一○行]。曾祖父の名を『全唐文 は「羅胃」とするが、おそらく周二○○四や王二○ 贈銀州刺 拜靜邊州
- 30 下 | いたと考えられる軍鎮として、以下のものがある。墨離軍 (河西)[荒川正晴「唐の中央アジア支配と墨離の吐谷渾 九八九、二六—二七頁]、赤水軍(河西)、天平軍 羈縻州民あるいは蕃部落が重要な兵力供給源になって -主に墨離軍の性格をめぐって──」『史滴』一○、
- 二五〇頁]、 塞軍(朔方)[村井恭子「唐吐蕃回鶻並存時期的西北辺境 の民族と文化の交流-森安孝夫編『ソグドからウイグルへ――シルクロード東部 壌地帯におけるウイグル民族 大武軍(以上三つは河東)[石附玲|唐前半期の農牧接 定塞軍 (朔方) ─』汲古書院、二○一一、二四四 [山下二〇一一、六—七頁]、 -東ウイグル可汗国前史」 安

《李良僅墓誌銘》為中心」『文史』二〇〇九―四、一

四〇一一四一頁]。

孝竝存)。[巻六〇四、「第二表」、三一三三頁]

32) 伏して某月日の敕を奉るに、臣に入京し覲省するを許すと。臣の母、譙郡太夫人の曹氏は今、八十有四、一たびすと。臣の母、譙郡太夫人の曹氏は今、八十有四、一たびすと。臣の母、譙郡太夫人曹氏今八十有四、一遭風疾、倍加羸省者。臣母譙郡太夫人曹氏今八十有四、一遭風疾、倍加羸省者。臣母譙郡太夫人曹氏今八十有四、一遭風疾、倍加羸省者。臣母譙郡太夫人曹氏今八十有四、一たびすと。臣に入京し覲省するを許れる。「中略」特乙停官、許從歸侍)。「巻六〇四、「請致仕侍と。」

(33) 陛下は必ずや臣の幸いにして大過無きを以て、失職せしめざれば、即ち望むらくは其の官守を全し、罷むに軍麾しめざれば、即ち望むらくは其の官守を全し、罷むに軍麾しめざれば、即ち望むらくは其の官守を全し、罷むに軍麾しめざれば、即ち望むらくは其の官守を全し、罷むに軍麾しめざれば、即ち望むらくは其の官守を全し、罷むに軍麾しめざれば、即ち望むらくは其の官守を全し、罷むに軍麾しめざれば、即ち望むらくは其の官守を全し、罷むに軍麾しめざれば、即ち望むらくは其の官守を全し、罷むに軍麾しめが、共働を対して、失職せる。

愚懇、矜臣養親之日短、效命之日長、允其停官、許令侍略]特に望むらくは上は天光を垂れ、俯しては愚懇を照らし、臣の養親の日短く、效命の日の長きを矜み、其の停官し、臣の養親の日短く、效命の日の長きを矜み、其の停官も、臣の養親の日短く、效命の日の長きを矜み、其の停官を允し疾に侍せしむるを許せ(乞停臣尸素之祿、假老母殘餘の命に假

- (35) さらに周二〇〇四、二四九頁参照。 疾)。[巻六〇四、「第三表」、三一三三頁]
- 「唐代吐蕃名相禄東賛後裔五世仕唐考」『西蔵研究』一九八また亡命後の吐蕃論氏に関する主な先行研究として呉豊培30) この事件については旗手二〇一四、四七―四九頁参照。

57

36

関内道の羈縻州首領一

族について

旗手

論氏家族及其源流」『中国史研究』一九八七一二、一一九─五○─六二頁』、譚立人「禄東賛後裔仕唐事跡拾補」『西蔵五○─六二頁』、譚立人「禄東賛後裔仕唐事跡拾補」『西蔵大相禄東賛嫡孫唐故実」『中華文史論叢』三五、一九八五大相禄東賛嫡孫唐故実」『中華文史論叢』三五、一九八五大相禄東賛嫡孫唐故実」『中華文史論叢』三五、一九八五大相禄東賛嫡孫唐故実』「中華文史論叢」三五、一九八五十八五

張説「撥川郡王神道碑」(四六八八頁)]本衞大將軍、改朔方節度副大使。[『文苑英華』巻八九一、本衞大將軍、改朔方節度副大使。[『文苑英華』巻八九一、海石驍衞將軍。開元五年兼歸德州都督、使皆如故。八年遷

一二七頁、蘇一九九一等参照

- (39) 第二子正議大夫・銀川郡都督、仍押吐蕃党項使・上柱ている。たとえば王一九九四、二四六―二四七頁等。
- 来たこれら吐谷渾人とが雑居する局面が生じたこと、その氏は、銀州にすでに居住していた党項人と、新たにやって氏は、銀州にすでに居住していた党項人と、新たにやって吐谷渾の集団が共に降った「旗手二○一四、四八頁」。沈琛

防備の功に対する褒賞として、帰徳州都督を授けたと推測

ため吐谷渾人をうまく取り込むのと同時に、

(4) 専論として、沈二〇一七、李二〇一七がある。する [沈二〇一七、八八頁]。

なお本

稿では『洛陽新獲墓誌二〇一五』二三一頁の拓本写真に基

いて筆者が作成した録文を用いる。

は正九品下であった『『唐六典』巻二四、左右衛、執戟、六(42) 左右執戟は左右一二衛の官であり、左右各五人、品階

一七頁]。

(4) 敕。銀夏綏麟等四州兵馬使・同朔方節度副使・開府儀下である[『唐六典』巻二五、諸府、折衝都尉、六四四頁]。であり、上府は従五品下、中府は正六品上、下府は従六品(4) 左果毅都尉は右果毅都尉とともに折衝府に置かれた官

泰二年(七六六)を例に挙げ、成徳軍節度使の複数の幕僚い。渡邊孝氏は『常山貞石志』巻一〇「李宝臣碑碑陰」永節度副使は加号であり、実際にこの職にあったわけではな節度副使は加号であり、実際にこの職にあったわけではなり。渡邊孝氏は『常山貞石志』巻四一二、常袞「授論惟清朔方節同三司・前行銀州刺史、兼御史中丞・歸德州都督・武威郡同三司・前行銀州刺史、兼御史中丞・歸德州都督・武威郡

を示し、これが職名でなく加号であったとする「渡邊孝「唐に対して「同」字を伴う節度副使号が与えられていたこと

論弓仁の辺境

○○一、八五頁と一○二頁注五]。節度副使という使職がど○○一、八五頁と一○二頁注五]。節度副使という使職がどすなわち有力羈縻州の首領のごとく、節度使が軍事行動を地位や役割を考えれば、以下の推測が可能かもしれない。ならない問題である。しかし節度衙内における副使本来の地位や役割を考えれば、以下の推測が可能かもしれない。本のなり、八五頁と一○二頁注五]。節度副使という使職がどういう過程を経て加号となったかは、今後検討しなければも、八五頁と一○二頁注五]。節度副使という使職がどつ。一、八五頁と一〇二頁注五]。節度副使という使職がどつのではないだろうか。

- (45) 両唐書に継襲者として兆の名が見える [『旧唐書』巻二二九八、西戎伝、吐谷渾の条、五三○一頁、『新唐書』巻二二一上、西域伝上、吐谷渾の条、五三○一頁、『新唐書』巻二二の子であることは、村井二○○三、三七頁、孫二○一○、
- 終於任。春秋五十五。 衞大將軍·大同軍使。 追繼前緒、制授押蕃渾使。 於時西戎、爲國□敵、 超拜尚衣奉御。 □除此患、 無何、 以大曆四年歲次己酉二月十日、 繇是北門寢局、 [中略] 以寶應元年九月十二日、遘疾 轉足前蹈、 勢傾山海、 匈奴遠離巢窟、至於太原。公 戎亭罷警、 蕃邦病之。 玉關靜柝。累轉左武 朝廷□祿 附落請公

関内道の羈縻州首領一

族について

□三三―─三雪冥愛留さなる系輸氏は喜志りこり部分と「夸見た安史の乱」『内陸アジア言語の研究』一七、二○○二、4) ウイグルの南下については、森安孝夫「ウイグルから

大の詞」と評して歴史的事実ではないとみなす[孫二〇一一三三―一三四頁参照。なお孫瑜氏は墓誌のこの部分を「誇

○、八六頁〕が、ウイグルの南下とみなせば解決できる。

さらに七五七年に鄯州、七五八年に河源軍、七六〇年に廊りに、隴右方面で石堡城をはじめとする諸軍城を落とした。48) 至徳元載 (七五六)、吐蕃は巂州を陥落させたのを皮切

三年に長安を占領するに至る[佐藤長『古代チベット史研州、七六二年に臨洮・秦州・成州・渭州を陥落させ、七六

のは曦輪であったと考えられる(本稿第一章参照)。それゆび年公刊された曦輪墓誌の記述から、曦光のあとを継いだ落に呼び戻されたと推測した[村井二○○三、三七頁]が、落に呼び戻されたと推測した[村井二○○三、三七頁]が、落に呼び戻されたと推測した[村井二○○三、三七頁]が、落に呼び戻されたと考えられる(本稿第一章参照)。それゆのは、「本稿第一章参照)。それゆのは、「本稿第一章参照)。それゆのは、「本稿第一章参照)。それゆのは、「本稿第一章参照)。それゆのは、「本稿第一章参照)。それゆいるは、「本稿第一章参照)。それゆいるは、「本稿第一章参照)。それゆいるは、「本稿第一章参照)。それゆいるは、「本稿第一章参照)。それゆいるは、「本稿第一章参照)。

に、至徳三年正月の大赦詔に続けて、「是月又以朔方節度副3) 『冊府元亀』巻一三一、帝王部、延賞二(一五七三頁)

えに村井説は採らない。

使・開府儀同三司・鴻臚卿論誠節、可襲撥川郡王・食實封

二五七

の地位にあったことが確認できる。一百戶」と記すので、論誠節が至徳三年(七五八)頃にこ

- (51) 父誠節朔方節度副大使・開府儀同三司・右金吾衞大將作遊塵、起山東、皇上省方于巴蜀、肅宗巡狩于朔陲。危亂作逆塵、起山東、皇上省方于巴蜀、肅宗巡狩于朔陲。危亂之時、見其臣節、帥子弟及家僮、以牧馬千駟、罄其財用、以奉禁旅。公少有志尙、奮身轅門。隨先父統其士馬、與元以奉禁旅。公少有志尙、奮身轅門。隨先父統其士馬、與元以奉禁旅。公少有志尙、奮身轅門。隨先父統其士馬、與元以奉禁旅。公少有志尙、奮身轅門。隨先父統其士馬、與元以奉禁旅。公少有志尙、奮身轅門。隨先又稱,不是不可以不す。
- 1.。 九九四、二六六―二六七頁参照。黄河の西一八○里にあっ九九四、二六六―二六七頁参照。黄河の西一八○里にあっ(52) 沈二○一七、九二―九三頁。豊安軍については、王一

行

先將軍表、於豐安迎覲、至靈武。參佐命勳、因茲賜名)。れば、茲に因りて名を賜る(肅宗之巡右地也、敕自朔方持持して、豐安において迎覲し、靈武に至る。命勳を參佐す。 粛宗の右地を巡るや、敕ありて朔方より先將軍の表を

_論惟貞墓誌第一〇—一 一行

- 思われる。また李二〇一七、一三一頁も参照。ので、墓誌の「一千餘人」という記述の方が実数に近いとので、墓誌の「一千餘人」という記述の方が実数に近いとの時数万人を集めたと記すものの、功績を記す時、誇張す
- 陽、與郭英乂・王思禮等分壓)。[論惟貞墓誌第一二—一三す(扈蹕至鳳翔府、授光祿卿、充元帥先鋒討擊使。屯於岐討擊使に充てらる。岐陽に屯し、郭英乂・王思禮等と分壓討擊使に充てらる。岐陽に屯し、郭英乂・王思禮等と分壓
- を除き亂を清むるに洎ぶ(代宗皇帝爲天下元帥求武勇之士、人を領して岐陽縣に鎮し、被堅執鋭して、一月三捷し、兇兄の懷義・惟眞と同に先鋒討擊使と爲る。又、部落の數千代宗皇帝、天下元帥と爲りて武勇の士を求むるに、公は
-)れ、呂丘胥「票寄に将軍論と申宣卑」、囚ご人囚員」縣、被堅執銳、一月三捷、洎除兇淸亂)。[『文苑英華』巻九公與兄懷義・惟眞同爲先鋒討擊使。又領部落數千人鎭岐陽を除き亂を淸むるに洎ぶ(代宗皇帝爲天下元帥求武勇之士、丿を命して貞陽県に鎮し、神聖幸釗して、一月三卦し、兇を命して貞陽県に鎮し、神聖幸釗して、一月三卦し、兇
- ○九、呂元膺「驃騎大将軍論公神道碑」、四七八四頁]○九、呂元膺「驃騎大将軍論公神道碑」、四七八四頁]
- (幻) 斎藤勝「唐代の馬政と牧地」『日中文化研究』一四、一李二○一七、一三一―一三二頁。

56) この間の詳細については沈二〇一七、九三―九四頁

九九九、四八—四九頁、沈二〇一七、八八頁。

(58) 『旧唐書』巻一一○、李光弼伝、乾元二年(七五九)一 ○月条 (三三○九頁)。

(5) 尋充副元帥都虞侯、理兵夏縣、軍令如一。肅宗聞之、 召至京師親加賞諭、[中略] 遷副元帥・馬軍兵馬使・同幽州

節度副使・晉昌郡開國公・食邑二千戶。[論惟貞墓誌第一八

至上元二年授特進・行大光祿兼右領軍衞大將軍、充鳳翔節

|-1||○行]

騎大将軍論公神道碑」、四七八四頁

度副使・馬軍兵馬使。[『文苑英華』巻九○九、呂元膺「驃

60 い。たとえば論惟貞を例に取れば、②→①→③の順番にな ただし、必ずしも①②③の順番で起こったとは限らな

る。

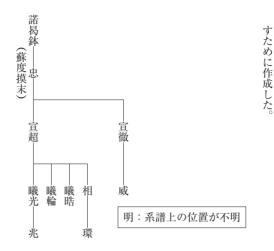
(日本学術振興会特別研究員(PD))

東

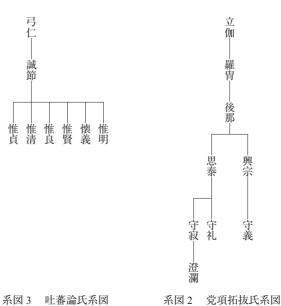
洋

学

報



系図1 吐谷渾慕容氏系図



帝 Wuji Xiaowei 戊己校尉 military order was reinstituted and Han Dynasty accomplishments in the region compiled, together with efforts to stabilize relations with the region through special treatment of the oasis city state of Jushi Houbuguo 車師後部國, which had caused the original break with the region during the Xin and Later Han Periods.

It was in this way that Emperor Wen devoted himself to inheriting the "Han Dynasty international order," although his policies were often at odds with reality. Consequently, it is difficult to conclude that such diplomacy functioned effectively in the midst of uncertainty on all sides of the periphery. That being said, even if not fully in sync with the realities of the situation, there is no doubt that Emperor Wen attempted to gain legitimacy and authority for his Dynasty by assuming a posture of being the successor to the powerful Han Dynasty.

Leading Clans of the Guannei Circuit Jimizhou around the An Lushan Rebellion Period

HATATE Hitomi

The aim of the present article is to examine the chieftains of three Tang Dynasty Jimizhou 羈縻州 protectorates in the Guannei 關內 Circuit—the heads of the Murong 慕容 Clan of Tuyuhun 吐谷渾, the Tuoba 拓拔 Clan of Tangut 党項 and the Lun 論 Clan of Tibet—tracing their activities during the Kaiyuan 開元 and Tianbao 天寶 Eras (713–756) in an attempt to clarify the impact they made on the An Lushan 安祿山 Rebellion, which began in 755. The author begins with an analysis of the bureaucratic titles conferred by the Tang Dynasty on the members of each clan during the period in question, finding that 1) not only family heads, but also their brothers, uncles and cousins were appointed to administrative positions; 2) there were clan members who utilized the accomplishments of their fathers to begin their careers at the central Tang Court; and 3) the heads of the three clans were made vice-commanders of the Shuofang Army (Shuofang Jiedu-fushi 朔方節度副使).

Next, the author turns to the activities of the three clan members in the An Lushan Rebellion based on examples from the Murong and Lun Clans, confirming that those who either served the central Tang Court or were stationed at Tongguan 潼關 for its defense on the outbreak of the Rebellion, afterwards returned to their own protectorates or went to the defense of Emperor Suzong 肅宗 at his temporary palace in Lingwu 靈武, leading regiments of their Jimizhou subjects in the expedition. Such actions, in the author's view, were indicative of the movements of other Jimizhou chieftains of Guannei during the Rebellion.

The author concludes by arguing that the foundation for such action taken by Jimizhou chieftains during the An Lushan Rebellion was built by their activities during the previous Kaiyuan and Tianbao Eras, in that through administrative management of their protectorates along with their kinsfolk, they were able to hold influence over those regions in peacetime and thus make possible quick cohesion between them and the region's inhabitants in responding to emergency situations. Moreover, their vice-commanderships in the Shuofang Army, which were conferred upon them owing to their experiences and potential military power, enabled the Tang Dynasty to ally the Army with the region's inhabitants under their command.

The Tribal System Under the Liao Dynasty as Seen From the Formation of the Emperor Shengzong's Thirty-Four Tribes

WATANABE Miki

In the research to date on the history of the Liao Dynasty, the reign of Emperor Shengzong 聖宗 (982–1031) is regarded as the turning point in the Dynasty's tribal system, based on the facts that Shengzong 1) reorganized the six nomadic tribes under the leadership of Xiwang 奚王 that had existed since the founding of the Dynasty and 2) formed subjects not of Qidan 契丹 ethnic origin—the Ordo 幹魯梁 people and imperial slaves—into tribes. Since there is no record of any new tribal formation in the *Liaoshi* 遼史 histories from that time on, Shengzong's reign is regarded as marking the completion of the Dynasty's tribal system.

Referred to in the *Liaoshi* as "Shengzong's thirty-four tribes" (Shengzong Sanshisibu 聖宗三十四部), the research to date has inferred that this